

みやこ町 水道事業経営戦略

団 体 名： みやこ町

事 業 名： みやこ町水道事業

策 定 日： 令和 7 年 3 月

計 画 期 間： 令和 7 年度 ～ 令和 1 6 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 52 年 4 月 15 日	計画給水人口	12,810 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適（全部）	現在給水人口	7,300 人
		有収水量密度	0.162 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☐ 表流水 ☐ ダム ☐ 伏流水 ☒ 地下水 ☒ 受水 ☐ その他 （複数選択）		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 237.19 千m
	配水池設置数	6	
施 設 能 力	5,222 m ³ /日	施 設 利 用 率	42.05%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水道料金の体系は、基本料金及び超過料金並びに口径別メーター使用料を合計した額を水道使用料としています。 水道事業経営に要する費用は使用料収入で賄って運営しています。今後の収益性や財政状態について分析・評価を行い、事業運営の健全化を図るため料金体系の見直しを検討していきます。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 2 0 年 4 月 1 日	

○みやこ町の水道使用料金

用途 \ 料金	基 本 料 金		超過料金
	水量 (m ³)	料金 (円)	1 m ³ につき (円)
一般用	10	2,200	220
特別用	30	23,430	220

○みやこ町の口径別メーター使用料

口径 (mm)	13	20	25・30	40	50	75	100	150
料金 (円/月)	50	90	130	330	880	1,480	19,870	2,860

＜水道料金計算例＞ 一般用…口径 13mm、1 ヶ月で 20m³使用した場合

(1) 基本料金 2,200 円 + (2) 超過料金 10m³×220 円=2,200 円 + (3) メーター使用料 50 円

合計 (1) + (2) + (3) = 2,200 円 + 2,200 円 + 50 円 = 4,450 円

③ 組 織

職 員 数	上下水道課は、令和6年度末現在、8人の配置であり、業務は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置補助業務を行っています。職員給与の予算措置については、水道事業特別会計に4人、公共下水道特別会計に2人、農業集落排水事業特別会計に2人配置している状況です。
事業運営組織	上下水道課長（1名）—— 課長補佐（1名）—— { 工務係（3名） 業務係（3名）

（２）民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	施設の機器点検業務、電気計装点検業務等の維持管理業務の統合等や、町財政部局による一括発注に切り替えるなど効率化を図り、施設管理運営費の削減を行っています。
	イ 指定管理者制度	導入していません。
	ウ PPP・PFI※	導入していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （浄水場等の活用）	太陽光発電等の有効活用を検討していきます。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）	未利用地が発生した場合は、一般公有財産に変更し、町として活用します。

※PPP：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

※PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

（３）経営比較分析表を活用した現状分析

令和6年に策定した令和5年度決算「経営比較分析表」（資料1）を添付しています。この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の状況や課題を簡明に把握することが可能となります。

2. 経営の基本方針

○給水人口の予測

みやこ町の人口は、少子高齢化を背景に減少傾向となっており、それに伴って、給水区域内人口も減少し続ける見込みです。

みやこ町水道事業では、事業認可において給水普及率の向上を目指すことにより、目標年度である令和8年度までの期間に、給水人口を増加する計画としています。

しかし、事業認可の計画通りに給水普及率が増加しておらず、給水人口については、計画より低い水準となっています。給水普及率を一定と仮定した場合、給水人口は減少に転じる見通しとなります。また、岩屋河内地区簡易水道事業は、伊良原ダム建設に伴う集団移転地での特殊な給水あり、給水人口は緩やかな減少傾向となっていますが、今後もこの状態で推移すると見込んでいます。

○水需要の予測

水需要の予測は、給水区域内人口の減少とともに減少していく見込みです。

みやこ町水道事業では、事業認可において給水普及率の向上を目指すことにより、目標年度である令和 8 年度までの期間に、給水人口の増加とともに給水量を増加する計画としています。

しかし、事業認可の計画通りに給水普及率が増加しておらず、給水量については、給水人口と共に計画より低い水準となっています。また、町の公共施設統廃合が進み、公共施設が閉鎖され給水量の減少が併せて進んでいます。給水普及率を一定と仮定した場合、給水量は、給水人口の減少に伴い減少に転じる見通しとなります。岩屋河内地区簡易水道事業の一日最大給水量は、事業認可の計画値（45m³/日）の範囲内にて推移しており、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

近年、全国的に人口減少や節水意識の高まりなどによって給水量が減少していますが、同様に、みやこ町における水需要は、将来にわたって減少し続けていくものと考えられ、事業運営に大きく影響することになります。

○水道普及の促進

今後の給水人口や水需要の減少に伴い、給水普及率の向上を目指します。現在の給水普及率は、58%であり、目標年度である令和8年度の給水普及率92%には届いていません。普及率の向上を目指し、普及促進対策を講じます。また、町が計画する、分譲地や空き家の利用による定住対策や企業誘致等の施策を活用し、普及率の向上を目指します。

○料金収入の見通し

事業運営に必要な収益の確保には、「給水普及率の着実な向上」が必要であり、水道への加入促進を強化すると共に、水道料金の「収納率の向上」が経営基盤の強化に繋がることから、水道料金の口座振替や電子決済等の利用促進により利便性を高め、納入しやすい環境を構築していきます。

また、将来的に給水人口・水需要量が減少局面に転じ、料金収入が落ち込んでいくことにより、水道事業の経営圧迫への影響も考えられます。老朽施設の更新・耐震性の向上などの財源を含めて、今後の事業運営の健全性を確保していくためには、財政基盤を強化していく必要があり、将来的な料金収入や各種支出の動向を把握して、効率的な経営を図っていくことが急務となっています。

給水普及率の着実な向上を目指しつつも、アセットマネジメントによる財政シミュレーションを行い、今後の水需要や給水人口の動向を把握し、財政基盤を強化していくため、水道料金の見直し等を適切に行っていく必要があります。

○町民に上水道サービスを安定かつ持続的に届けるため町を上げて財政を安定させる工夫

上水道事業は、水道サービスを町営で提供する事業で、独立採算により運営することが義務づけられています。

水道サービスを提供するため、借入金と国の補助金を財源に施設を整備し、住民に水道サービスを提供し、その対価として使用料を受け取ることで、施設の維持管理を行い、事業の利益で借金を返済しながら事業を運営していく必要があります。利益を出し続けなければ、事業を維持することができません。したがって、収益的収支を合わせる程度の一般会計からの繰出金では、今後 40～50 年もの耐用年数がある施設を維持するのは、公営企業運営としては難しくなります。国は、日本の人口が今後 100 年で半減すると推計して

いますが、仮に 100 年もの間、施設を維持することになれば、更新時期が 2 回巡ってくることになります。いずれかの時期に事業の縮小や、サービス提供の方法を改めなければ対応できなくなります。組織内で水道財政に対し、危機感を共有し、不断の経営改革に務める必要があります。

本町の上下水道事業を概観すると、わが国の高度成長期に需要を大きく見込んで施設を整備したため、施設規模が過大になっています。さらに人口減少の影響を大きく受ける一方、現在の給水利用率や下水道接続率を大幅に改善することによる増収策の効果は期待できず、通常考えられるコスト削減策や収入増を図る試みを行っただけで好転させることは困難です。公営企業であるため、利用者に負担増をお願いすることになりますが、その方法として、国の財政検証という手法を参考に 5 年毎に事業の状況を町民に公開し、町と利用者の負担額を理解してもらうような取組みを検討します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

令和 6 年に策定しました、「投資・財政計画」（資料 2）を添付しています。

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○水道施設改修に関する事項

計画期間の施設整備の内容は、投資・財政計画の中約 7 億円の事業費で浄水・配水施設や管路更新事業を主とした水道施設改修を行うほか、メーターの購入等を見込んでいます。

水道施設改修では、水道施設更新計画を策定しています。ここでは、老朽施設や耐震性のない配水管の更新、災害対策に備えた浄水場等の整備を行うこととしています。また、近年の大規模な自然災害被害発生に対応するため、早急な改修に取り組むこととなります。

水道施設の老朽化に伴う更新は、整備が古い時期から実施するので、①豊津地区、②犀川・勝山地区の順になります。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

建設改修事業の財源は、国庫補助金、耐震化のための一般会計繰入金等の対象となるものはこれを見込み、内部留保資金を活用しながら企業債の借り入れで賄うよう設定しています。

○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

将来的には、町及び給水区域の人口が減少することに伴い使用料収入も減少します。その分財源が不足するため、使用料を改定しない限り一般会計からの繰入は増加するので、使用料の見直しが必要となります。

見直しにあたっては、水道施設の維持管理に関する費用の増嵩分に、老朽施設の更新費用分を加算して求める必要があります。

このうち更新費用の算定にあたっては、日本水道協会水道料金算定要領に規定する資産維持費（固定資産の 3%）を基準とし原価計算を行います。

○繰入金に関する事項

人件費については基準外繰入、元利償還に充てる繰入分については基準内で算定しています。今後の財源確保については、繰入金も視野に検討すべき事項となります。

○企業債に関する事項

建設改良費については、水道事業債を計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

現在の職員数は変えずに、令和6年度は予算ベースで算定し、以降は過去3年間の平均から給与費を算定しています。

○動力費に関する事項

令和6年度は予算ベースで算定し、以降は過去3年間の平均から費用を算定しています。

○薬品費に関する事項

令和6年度は予算ベースで算定し、以降は過去3年間の平均から費用を算定しています。

○修繕費に関する事項

令和6年度は予算ベースで算定し、以降は過去3年間の平均から費用を算定しています。

○委託費に関する事項

令和6年度は予算ベースで算定し、以降は過去3年間の平均から費用を算定しています。

○その他

人件費は、現状で推移するものとしています。

物件費等の物価上昇率は、過去5年間の平均から算出した物価上昇を鑑み1割増加するものとしています。

受水費については、3,070 m³/日で設定しています。また、受水費1 m³当たりの単価は、132円で算定しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	業務の効率化と一層のコスト縮減を図るため、浄水場の運転管理やその他施設の維持管理、水質監視や料金徴収等についても、民間委託の導入拡大を検討していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	将来的に、水需要が減少し供給過多の状態になるため、施設規模を見直し廃止・統合を検討していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	将来的に、水需要が減少し供給過多の状態になるため、施設配置の合理化を検討していきます。
施設・設備の長寿命化等の投資 の平準化	耐震等の対策に基づき、配水地への緊急遮断弁の設置や、浄水場の構造物についての詳細診断に取り組み、水道施設の更新を計画的に行います。
広域化	他事業体等との情報交換等により、業務改善や広域連携による職員の技術協力等、給水サービスの向上に取り組んでいきます。
その他の取組	防災対策や危機管理体制の強化のため、町行政部局や水道事業に携わる民間企業、他事業体とも連携を図り取り組んでいきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金の見直し	給水普及率の着実な向上を目指しつつも、アセットマネジメントによる財政シミュレーションを行い、今後の水需要や給水人口の動向を把握し、財政基盤を強化していくため、水道料金の見直しを視野に入れ適切に行っていきます。
--------	--

企業債	管路更新事業に必要な投資資金を確保するため、計画的な借り入れを行います。
繰入金	繰出基準に基づいた負担の見直しや、一般会計との費用負担のあり方など町財政部局との協議を進めていきます。
資産の有効活用等	物価高騰による財政負担を鑑み、太陽光発電等の有効活用を検討していきます。
その他の取組	活用可能な補助事業の検討等、収入確保のための検討を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料に関する事項	民間への業務委託の範囲拡大等の検討を行い、経費の削減、効率化を行います。
修繕費に関する事項	管路については、計画的な更新事業により減少していきますが、施設等については機械設備の更新等費用の増加が見込まれます。
動力費に関する事項	給水量の減少により、取水・浄水施設の電力代は減少が見込まれます。
職員給与費に関する事項	施設等更新事業により、当面の間担当職員数の増減はありません。
その他の取組	給水普及率の着実な向上促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組みます。

4. 経営基盤強化に関する事項

経営基盤強化の管理目標

関 連 指 標	指標銘	単 位	R 5 現状値	R 1 1 中間値	R 1 6 目標値	達成基準
	経常収支比率	%	100.8	110.0	110.0	100%以上
	流動比率	%	266.0	270.0	270.0	200%以上
	料金回収率	%	45.7	50.0	60.0	60%以上
	施設利用率	%	50.6	55.0	60.0	60%以上
	有収率	%	86.9	90.0	90.0	90%以上

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、また、最低でも5年ごとに見直し（ローリング）を行うことにより、PDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行います。
---------------------	---